

細則 3：理事長の選任及び退任

第 1 条 理事長の選出

次期理事長は、立候補制により、2年毎に新たに評議員による選挙によって選出された新選出理事を加えた選出理事の中から、社員総会の10週間前までに選出される。理事長選出のための選出理事会は、選出理事選挙管理委員会委員長によって招集される。立候補者は、選挙の公示を受け、所定の届出用紙（別添）に所要事項を記入して、所定の期日までに、選出理事選挙管理委員会に立候補の届出を行う。理事長選出にあたって、選出理事全員の投票によって過半数を得たものを当選者とする。過半数を得るものがない時は、出席理事により、上位2人で決選投票を行う。最多得票者を当選者とする。この場合、上位2人が同数の場合には、年少者をもって当選者とする。なお、立候補者が一人の場合は過半数の信任投票を得たものを当選者とし、過半数を得られなかった場合は、あらためて出席理事による互選で理事長を選出する。この場合、出席理事の投票により過半数を得たものを当選者とする。過半数を得るものがない時は、上位2人で決選投票を行い、最多得票者を当選者とする。上位2人が同数の場合は、前記に準じ年少者をもって当選者とする。期日までに立候補者がなかった場合は、選出理事による互選で理事長を選出する。選出方法は前記に準じる。ただし白票は無効票とする。

第 2 条 理事長の任期

理事長の任期は、2年間とする。理事長の再任を妨げない。

第 3 条 理事長の欠員

理事長が任期中に欠員となる場合は、新たな理事長が選出されるまでの間、定款第32条2項に則り、副理事長が、理事長の職務を代行する。新たな理事長の選出は、本細則第1条に則り、速やかに行う。その結果は、評議員全員に報告する。新理事長の任期は前理事長の残任期間とする。

第 4 条 細則 3 の変更

本細則を変更するには、評議員の(委任状含む)3分の2以上が出席した社員総会において、その3分の2以上の賛成を要する。

平成 26 年 5 月 15 日改訂

平成 27 年 5 月 28 日改訂